

(財団) 林業労働力総合対策事業費助成金交付要綱

令和 3 年 4 月 1 日付 2 農振財森第 1998 号
一部改正 令和 4 年 4 月 1 日付 4 農振財森第 3 号
一部改正 令和 5 年 4 月 1 日付 4 農振財森第 1358 号
一部改正 令和 5 年 6 月 30 日 5 農振財森 417 号
一部改正 令和 6 年 4 月 1 日付 6 農振財森第 3 号
一部改正 令和 6 年 10 月 22 日付 6 農振財森第 741 号
一部改正 令和 7 年 4 月 1 日付 7 農振財森第 3 号

(目的)

第 1 条 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）は、林業経営体
が実施する林業技術者の確保・育成及び林業経営体等の強化に要する経費につき、予算
の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、(財団) 林業労働
力総合対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日 31 農振財森第 5 号）、東京都補助金等交
付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について
（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱に定め
るところによる。

(助成率及び助成内容等)

第 2 条 前条に規定する事業の助成率及び助成内容等は、林業労働力総合対策事業実施要
領（令和 3 年 3 月 23 日付 2 産労農森第 1219 号）に定めるとおりする。

(助成金の交付申請)

- 第 3 条 林業経営体が助成金の交付を申請しようとするときは、申請書（様式 1～10）
を、必要な書類を添えて、財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければな
らない。
- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条
令第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規
定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力
団員等に該当する者があるものは、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。
- 3 「緑の雇用」事業の額の調整を受けた研修生を雇用する林業経営体が本事業の助成金
を受けようとする場合にあつては、緑の雇用事業実績報告書（年間）提出後、申請書兼
実績報告書（様式 11）に緑の雇用事業実績報告書の写しを添えて理事長に提出するもの
とする。

(助成金の交付決定)

第4条 理事長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて林業経営体への立ち入り調査等を行い、適当と認める場合は、助成金の交付の決定を行い、助成金交付決定通知書（様式12）により、林業経営体あてに通知する。

2 理事長は、前項の場合においては、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

(助成経費の限度及び使途の範囲)

第5条 財団は、本事業の遂行に要する経費（以下「事業経費」という。）として実施計画書に計上する金額を超えない範囲において、林業経営体に支払うものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第6条 理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 前項の規定により助成金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

(申請の撤回)

第7条 助成金交付の決定の通知を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、第4条の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(承認事項)

第8条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式13）により理事長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(1) 助成金額の30パーセントを超える減の変更をしようとするとき。

(2) 助成事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 理事長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式14）により、助成事業者へ通知

する。

(事故報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、その他必要な事項を書面により理事長に報告し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第10条 理事長は、助成事業の遂行状況について、必要な書類の提出を求めることができる。

(助成事業の遂行命令)

第11条 理事長は、助成事業者が提出する報告書又は調査により、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、助成事業者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命じなければならない。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、当該助成事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、新規就労者育成研修においては上期（事業開始から当該年度の9月30日まで）及び年間（事業開始から当該年度の1月31日まで）の研修期間が終了したときは、実績報告書（様式15）に必要な書類を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、緑の雇用事業の助成金の額の調整を受けた研修生を雇用する助成事業者についてはこの限りではない。

中堅技術者育成研修においては年間（事業開始から3月10日まで）の研修期間が終了したときは、実績報告書（様式15）に必要な書類を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。

2 技能向上研修（出向型）、林業経営体等の強化は助成事業が完了したとき、又は助成金の交付決定に係る事業期間が終了したときは、実績報告書（様式16）に必要な書類を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定は、第8条第1項第3号の規定により助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

(助成金の額の確定)

第13条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必

要に応じて助成事業者への立ち入り調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式 17 により助成事業者に通知する。

なお、第 3 条第 3 項の規定により「緑の雇用」事業の調整に係る実績報告を受けたときは、必要に応じて助成事業者への立ち入り調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が適当と認められるときは、助成金の交付の決定及び額を確定し、様式 17 により助成事業者に通知する。

- 2 助成事業者は、前項の通知を受けたときは速やかに助成金請求書（様式 18）を理事長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第 14 条 理事長は、前条の規定による審査等の結果、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、それに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

- 2 第 12 条の規定は、前項の命令により助成事業者が必要な処置をした場合について準用する。

（決定の取消し）

第 15 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- （2）助成金を他の用途に使用したとき
- （3）その他、この交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき

- 2 前項の規定は、第 13 条の規定により助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

（助成金の返還）

第 16 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の該当取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- 2 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

（違約加算金及び延滞金）

第 17 条 助成事業者が、第 15 条第 1 項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一

部の取消しを受け、前条第1項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 助成金の返還を命ぜられた助成事業者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前項に定める年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第18条 助成事業者が助成金を2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第19条 第17条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（財産処分の制限）

第20条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときには、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

（他の助成金等の一時停止等）

第 21 条 理事長は、助成事業者に対し助成金の返還を命じ、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、助成事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿等の整理)

第 22 条 助成事業者は、助成事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保存しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(J グランツによる申請等)

第 23 条 助成事業者は、実施要領（令和 3 年 4 月 1 日 3 農振財森第 2 号）第 2 条第 5 項の内容を実施する場合、第 3 条の規定に基づく交付申請、第 7 条の規定に基づく申請の撤回、第 8 条の規定に基づく変更等承認、第 9 条の規定に基づく事故報告、第 10 条の規定に基づく状況報告、第 12 条第 2 項の規定に基づく実績報告、第 13 条第 2 項の規定に基づく助成金請求、第 20 条の規定に基づく財産処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、J グランツを使用する方法により行うことができる。

(J グランツによる処分通知等)

第 24 条 理事長は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第 4 条第 1 項の規定に基づく通知、第 6 条第 1 項の規定に基づく取消し若しくは変更、第 11 条第 1 項の規定に基づく遂行命令、同条第 2 項の規定に基づく一時停止命令、第 13 条第 1 項の規定に基づく通知、第 14 条第 1 項の規定に基づく是正命令、第 15 条第 1 項の規定に基づく決定の取消し、第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく返還命令について、助成事業者が書面による通知等を受け取ることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は廃止する。
 - (1) 林業技術者の育成研修事業費助成金交付要綱（新規就労者対策）（平成 31 年 4 月 1 日付 31 農振財森第 5 号
 - (2) 林業労働環境整備事業費助成金交付要綱（林業機械レンタル料助成）（平成 31

年 4 月 1 日付 31 農振財森第 5 号)

(3) 林業労働環境整備事業費助成金交付要綱(宿舍借り上げ経費助成)(平成 31 年 4 月 1 日付 31 農振財森第 5 号)

(4) 林業事業体のレベルアッププロジェクト事業費助成金交付要綱(平成 30 年 7 月 2 日付 30 農振財森第 572 号)

(5) 多摩産材生産拡大支援事業費助成金交付要綱(平成 31 年 4 月 1 日付 31 農振財森第 46 号)

(6) 多様な林業経営モデル創出事業費助成金交付要綱(平成 31 年 4 月 1 日付 31 農振財森第 45 号)

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。